

阿賀野市規則第 8 号

阿賀野市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 16 年阿賀野市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システム（電磁的記録により、職員の勤務状況等を記録し、管理するシステムをいう。）により処理することをもってこれに代えることができる。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。